

## 自動車リサイクル法 フロン類回収業者変更届出の手引き

### 1 次の事項に変更があったときは、その日から30日以内に「フロン類回収業変更届出書」に誓約書及び必要な書類を添付し、届出受付窓口に提出してください。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
(添付書類)・個人の場合：住民票の写し(本籍の記載のあるもの)  
・法人の場合：法人の登記事項証明書(登記簿謄本)
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 法人である場合においては、その役員の氏名  
(添付書類)・法人の登記事項証明書(登記簿謄本)
- ④ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人の場合には、その名称及び住所並びに代表者及び役員の氏名)  
(添付書類)・法定代理人の住民票の写し  
(法定代理人が法人の場合には登記事項証明書)
- ⑤ 回収しようとするフロン類の種類  
(添付書類)・申請者がフロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類  
・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を証明する書類
- ⑥ フロン類回収設備の種類及び能力  
(添付書類)・申請者がフロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類  
・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を証明する書類
- ⑦ フロン類回収設備の数  
(添付書類)・申請者がフロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類  
・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を証明する書類

### 2 届出受付窓口

- ① 事業所の所在地を管轄する林務環境事務所環境課へ提出してください。(県内に複数の事業所を有する場合は、主たる事業所の所在地を管轄する林務環境事務所へ提出してください。)
- ② 申請書類は、直接受付窓口に持参又は郵送により提出ください。

## 申請受付窓口

林務環境事務所	住所・電話番号	管轄する地域
<b>中北林務環境事務所</b>	〒407-0024 韮崎市本町四丁目 2-4 北巨摩合同庁舎 4 階 TEL : 0551-23-3090	甲府市 (※)、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町
<b>峡東林務環境事務所</b>	〒404-8601 甲州市塩山上塩後 1239-1 東山梨合同庁舎 3 階 TEL : 0553-20-2739	山梨市、笛吹市、甲州市
<b>峡南林務環境事務所</b>	〒402-0054 市川三郷町高田 111-1 西八代合同庁舎 2 階 TEL : 055-240-4141	市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町
<b>富士・東部林務環境事務所</b>	〒402-0054 都留市田原二丁目 13-43 南都留合同庁舎 3 階 TEL : 0554-45-7811	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

※ 甲府市が中核市に移行するにあたり、平成 31 年 4 月 1 日から甲府市内の事業場に関する事務（登録申請、許可申請、変更届出等）は、甲府市が所管することになります。

〈平成 31 年 4 月 1 日以降の甲府市内の事業場に関するお問い合わせ先〉

甲府市環境部廃棄物対策室減量課 電話 055-241-4327

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出

年 月 日

山梨県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(フロン類回収業用)

誓 約 書

年 月 日

山梨県知事

殿

登録申請者、その役員及び法定代理人は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)